

# 給料等差押可能額計算表

(自動計算用)

「黄色」で塗られた箇所に入力すると自動で計算されます。

第三債務者 (事業者様)		対象従業員 (滞納者)							
		【同一生計親族】							
対象給与 : <input style="width: 100px;" type="text"/>		月支給分	<input style="width: 50px;" type="text"/> 人						
A	給料等月額 (各種手当を含みます。)	円	※千円未満切り捨て						
		→	円						
給料等月額から差し引く差押禁止額 $(①+②+③+④+⑤)$			円						
			0						
B	国税徴収法第76条第1項各号の規定	①	1号規定の金額	所得税法の規定により源泉徴収される所得税額	円	→	※千円未満切り上げ	円	
		②	2号規定の金額	地方税法の規定により特別徴収される町・県民税額	円	→	※千円未満切り上げ	円	
		③	3号規定の金額	健康保険法その他の法律等の規定により給料等から控除される社会保険料額	円	→	※千円未満切り上げ	円	
		④	4号規定の金額	国税徴収法施行令第34条で定める金額 (1) 滞納者 100,000円 (2) 生計を一にする親族1人につき45,000円を加算した金額					円
		⑤	5号規定の金額	$\{ A - (①+②+③+④) \} \times \frac{20}{100}$ の金額 ただし、④の金額の2倍を限度とします。				→	※千円未満切り上げ
C	差押可能金額 $(A-B)$							円	

■ C欄の差押可能金額を、滞納金額に達するまで(毎月)お支払いください。  
 ■ 差押可能額が決定しましたら、「菊陽町税務課徴収係」宛に、本計算表をFAXお願いします。

(FAX番号: 096-232-3274)

## 給料等差押可能額計算表説明書

- 1 太線内の黄色のセルには、給料等の支払者が算出し、月額を入力してください。
- 2 【同一生計親族】とは対象者と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)及びその他の親族の人数です。対象者本人を除いた人数を入力してください。また、人数についてはこちらがあらかじめ指定させていただきます。
- 3 A欄の給料等月額(各種手当を含みます。)には、当該月に継続的に支給されるもの及び一時的に支給されるものを含みます。
  - (1) 継続的に支給されるものとしては、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金、宿日直手当、扶養手当、職務手当、役付手当、超過勤務(残業)手当、通勤手当、危険手当、特殊勤務手当などを含みます。
  - (2) 一時的に支給されるものとしては、賞与、期末手当、年末手当など、一定の時期に法令、規約、慣行などにより支給されるもので、給料等のように継続的に支給される給与以外のものをいいます。
- 4 上記3(1)の給与などの支給の基礎となった期間内に、その給料など以外に賞与などの一時的な報酬が合わせて支給される場合には、これを給料などと合算して計算してください。
- 5 その他不明点等あれば、菊陽町役場税務課までお問合せください。